

# 第 4 部

## 事態安定期の災害応急対策

# 第1章 災害救助法の適用

## 第1節 災害救助法の適用

災害の発生以降，各市町から県に報告された被害状況報告に基づき，災害救助法の適用基準に達した出水市，大口市，薩摩川内市，さつま町，菱刈町及び湧水町に対して，災害救助法の適用を決定した。（法適用日：平成18年7月22日）

### 1 災害救助法の適用状況

（住家滅失世帯数は，全壊1，半壊1/2，床上浸水1/3換算）

区 分	被害程度(世帯)			住 家 滅 失 世 帯 数	人 口 (平成12年国調)	法 適 用 基 準 滅 失 世 帯 数	適 用 根 拠
	住家 全壊	住家 半壊	床上 浸水				
出 水 市	3	443	8	226	58,460	80	令第1条第1項第3号後段
大 口 市	6	177	11	97	23,594	50	令第1条第1項第1号
薩摩川内市	9	60	18	45	105,464	100	令第1条第1項第3号後段
さ つ ま 町	214	344	85	414	27,331	50	〃
菱 刈 町	4	91	25	57	9,914	40	〃
湧 水 町		220	78	136	13,237	40	〃

### 2 災害救助の主な救助種目の実施状況

区 分		出水市	大口市	薩摩川内市	さつま町	菱刈町	湧水町	計
避難所の設置	設置数(最大)	25	34	153	24	6	21	263箇所
	収容延人員	1,900	2,797	5,101	4,266	554	810	15,428人
	開設期間	7/22～24	7/22～8/6	7/22～8/2	7/22～9/4	7/22～24	7/22～28	
炊出し等の 食品の給与	延給食数	551	5,971	5,460	8,230	738	1,238	22,188食
	実施期間	7/22～24	7/22～8/6	7/22～8/20	7/22～8/20	7/22～23	7/22～28	
飲料水の供給	延給水人員		2,957	330			1,224	4,511人
	実施期間		7/25～26	7/22～31			7/22～23	
被服寝具等生活必需品の給与		372	194	86	603	120	298	1,673世帯
学用品の給与	教科書・教材	24	21	9	72	2	17	145人
	その他学用品	41	21	10	135	3	58	268人
	計	65	42	19	207	5	75	413人
住宅の応急修理		209	97	50	283	45	167	851世帯
民間賃貸住宅の貸与				2	31	1		34世帯
障害物の除去			1					1世帯

民間賃貸住宅の貸与：応急仮設住宅建設の代替措置として実施

### 3 災害救助に要した経費（国庫補助対象分）

種 目 別 区 分	員 数	単 価（円）	金 額（円）
1 救助業務に要した経費			373,428,858
（ 1 ） 収容施設供与費			32,061,955
避難所設置費	延15,428人	131	2,006,975
民間賃貸住宅貸与費	34戸	883,970	30,054,980
（ 2 ） 炊出しその他による食品給与費	延22,188人	263	5,829,548
（ 3 ） 飲料水供給費	延4,511人	37	166,011
（ 4 ） 被服寝具等生活必需品給与費	1,673世帯	11,586	19,382,995
（ 5 ） 災害にかかった者の救出費	96人	539	51,651
（ 6 ） 住宅の応急修理	851世帯	368,204	313,341,159
（ 7 ） 学用品の給与費	401人	5,258	2,108,252
小学校児童	188人	3,706	696,683
中学校生徒	114人	6,093	694,502
高等学校生徒	99人	7,244	717,067
（ 8 ） 障害物の除去費	1世帯	198,471	198,471
（ 9 ） 輸送費			288,816
2 救助事務に要した経費			25,571,442
合 計			399,000,300

## 第 2 節 法に基づく災害弔慰金の支給

『災害弔慰金の支給等に関する法律』に基づき、災害により死亡した方の遺族に対して、弔慰金を支給した。

### 法に基づく災害弔慰金の支給実績

（単位：人，円）

区 分	生計維持者 （1人当たり5,000千円）		その他の者 （1人当たり2,500千円）		計	
大 口 市			2	5,000,000	2	5,000,000
薩摩川内市	1	5,000,000			1	5,000,000
さ つ ま 町	1	5,000,000			1	5,000,000
菱 刈 町			1	2,500,000	1	2,500,000
計	2	10,000,000	3	7,500,000	5	17,500,000

### 第3節 県単住家災害見舞金の支給

『鹿児島県災害弔慰金支給要綱』に基づき、住家が全壊した被災世帯のうち災害弔慰金の支給対象世帯を除く世帯主に対して、1世帯10万円の見舞金を支給した。

#### 住家災害見舞金の支給実績

(単位：件，円)

市町村名	件数	支給額
阿久根市	2	200,000
出水市	3	300,000
大口市	6	600,000
薩摩川内市	8	800,000
霧島市	1	100,000
さつま町	213	21,300,000
菱刈町	3	300,000
計	236	23,600,000

### 第4節 災害援護資金の貸付

『災害弔慰金の支給等に関する法律』に基づき、法で定める貸付要件に該当する被災世帯の世帯主に対して、生活の建て直しに資するため、出水市など5市町において援護資金が貸し付けられ、県は当該市町に対して、これに要する資金の貸付を行った。

#### 災害援護資金の貸付実績

(単位：件，円)

市町村名	件数	貸付額
出水市	8	16,100,000
大口市	1	1,700,000
薩摩川内市	3	4,200,000
さつま町	2	3,500,000
湧水町	6	8,550,000
計	20	34,050,000

## 第2章 給水活動

水道の断水は、飲料水をはじめ炊事、洗濯、トイレ等、住民の生活用水の確保に多大の障害を与えた。また、断水した地域では、泥土で汚れた衣類、家財の洗浄ができず、衛生面での支障も懸念された。

被害を受けた市町においては、保有している給水車、給水タンク、ポリ容器等による応急給水のほか、配水系統の切替えなどにより生活用水の確保を図った。

また、湧水町においては、給水応援のため、自衛隊の派遣出動等を要請し、自衛隊及び町の給水車による給水活動を展開した。

### 7月20日～23日の豪雨による給水活動の概要

	被災箇所	応急給水の状況
1	さつま町 上水道	別系統配水池利用による給水
2	さつま町山崎簡水	配水系統の切替えによる給水
3	さつま町宮之城簡水	断水状況を集落放送で説明、応急給水なし
4	さつま町鶴田簡水	断水状況を集落放送で説明、応急給水なし
5	さつま町薩摩簡水	断水状況を集落放送で説明、応急給水なし
6	阿久根市尾崎簡水	ポリ容器20L配布、給水車による給水
7	阿久根市牛之浜簡水	給水タンクによる給水
8	阿久根市脇本簡水	ポリ缶20Lによる給水
9	阿久根市上水道	ポリ缶20Lによる給水
10	阿久根市田代簡水	ポリ容器20L配布
11	薩摩川内市上水道	給水タンク(1t, 2台)、ポリ容器20L配布による給水
12	湧水町吉松中央簡水	国分自衛隊1t給水トレー-2台、吉松刑務所給水車(2t)、町給水車による給水
13	湧水町上水道	町が応急給水
14	大口市上水道	断水状況を各戸に説明、応急給水なし
15	出水市大川内簡水	ポリタンクによる給水
16	出水市軸谷簡水	ポリタンクによる給水
17	長島町長島町簡水	給水車(3t, 1台)、ポリ容器(20L, 20個)で給水
18	菱刈町本城簡水	他の給水区域から応急給水
19	出水市高尾野上水道	断水なし

## 第3章 感染症予防，食品衛生対策

### 第1節 防疫活動

#### 1 被害状況の把握

今回の災害は，感染症や食中毒の発生しやすい夏期であったことから，被災地域の防疫活動は迅速，かつ万全を期して行う必要があった。

このため，災害発生と同時に県は各保健所を通じ関係市町と緊密な防疫活動情報の収集を行った。

#### 2 消毒薬等の確保

被害が広域的かつ甚大であり，大量の消毒薬の確保が必要であったことから，県では県内での薬品会社の備蓄状況把握に努め，市町からの消毒薬確保依頼が保健所にあった場合，直ちに薬品の調達・斡旋体制をとった。

#### 3 市町に対する指導・指示及び支援

県は，災害発生時に各保健所を通じ，市町に対し次の指示を行った。

被災状況を的確に把握し，効果的な計画による対応を行うこと。

被災住民に対し，次のような防疫上の広報活動を行うこと。

ア 生水の飲用禁止

イ 手洗いの励行

ウ 下痢及び腹痛等の症状のある者は，医療機関で受診すること。

被災家屋の消毒等の実施

ア 床下及び床上浸水家屋の速やかな消毒の実施

イ 消毒方法は，防疫必携の規定に準じて実施すること。

ウ ねずみ族，昆虫の駆除

この指示に基づき，市町及び保健所は必要に応じて連携をとりながら被災箇所の消毒活動を実施するとともに，感染症予防の広報を実施した。

### 第2節 食品衛生対策

食品衛生営業関係施設の被害による食品衛生上の危害の発生を防止するため，汚染された食品や停電により腐敗・変色した不良食品などを排除するとともに，施設内の清掃消毒をするよう指導した。

また，炊き出し等に対する衛生指導とともに，手洗い消毒の励行，食器器具の洗浄消毒，食品の衛生的な取扱いの指導を行うことによって事故の発生を防止した。

なお，重点指導事項として，次の指導を行った。

◆ 重点指導事項

- ① 施設の清掃消毒
- ② 調理器具等の洗浄消毒
- ③ 不良食品の廃棄
- ④ 手洗い消毒の励行
- ⑤ 使用水の衛生管理

## 第4章 ごみの除去

今回の豪雨災害では、被災した多くの市町で、粗大ごみや家電製品、可燃物、不燃物等の災害廃棄物が大量に発生した。このため、災害発生後、速やかに被災市町を対象に災害廃棄物の適正処理や支援制度等について説明会を開催するとともに、各市町の要望等を個別に聴取した。

また、周辺の市町等に対し、災害廃棄物処理の協力依頼を行ったほか、8月から10月まで毎月現地に赴き、処理状況の確認や適正処理について助言等を行った。

なお、阿久根市、薩摩川内市、出水市、さつま町では、8月から11月までの間に全ての災害廃棄物の処理を終え、大口市、菱刈町、湧水町においても19年1月には処理を終えた。

被災市町村の災害廃棄物処理状況(平成19年1月末現在)

市町村名	災害廃棄物量(トン)	ごみ処理費(千円)	備考
阿久根市	31	400	8月末までに処理終了
出水市	1,752	71,218	10月13日 処理終了
大口市	1,078	28,744	19年1月26日 処理終了
薩摩川内市	607	18,705	9月29日 処理終了
さつま町	7,547	42,691	11月27日 処理終了
菱刈町	355	5,617	19年1月24日 処理終了
湧水町	1,769	44,545	19年1月24日 処理終了
計	13,139	211,920	

※ 各自治体では、災害廃棄物の一時保管場所を設置して、その場所で分別作業を行い、可燃物は焼却、家電製品、廃プラスチックや金属くず等はリサイクル、可燃性の粗大ごみ等は破碎後に焼却、不燃残渣等は最終処分場への埋立を行うなどの処理を行った。



災害廃棄物の一時保管場所の状況(出水市)

## 第5章 被災商工業者に対する相談窓口の設置

被災中小企業者等の災害復旧と経営安定を図るため、7月23日に商工労働部経営金融課及び鹿児島県信用保証協会において特別相談窓口を設置し、融資や信用保証等に係る相談を受け付けた。

また、7月24日付けで被災地域の商工会・商工会議所及び県商工会連合会に対して、相談窓口の設置や巡回指導の実施等について依頼し、実施されている。

## 第6章 農林水産業の災害の応急対策

### 第1節 被害軽減のための事後対策の指導

7月23から24日に把握した被害状況を踏まえ，水稻，野菜など作物ごとに，薬剤散布や追肥など被災後の農作物の管理のポイントを「集中豪雨後の農畜産物対策の概要」として取りまとめ，被災農家に対して農業改良普及センター，農林（水産）事務所，市町等を通じて情報提供を行った。

（関連対策）

- ・「集中豪雨後の農畜産物対策の概要」を県ホームページへ掲載。
- ・農家の戸別訪問や各種研修会により栽培管理や病害防除等を指導。

### 第2節 営農，資金に関する相談窓口の設置

被災農家の営農に関する相談窓口を農業改良普及センターに，また，農業制度資金に関する相談窓口を関係農林（水産）事務所，農協等に設置し，被災農家からの電話相談等への対応を行った。併せて，個別に直接被災農家を訪問し，生産技術面での農畜産物への被害軽減対策や経営面での復旧対策支援を行った。

営農に関する相談窓口（関係農業改良普及センター）

- ・被災農家の営農に関する相談（平成18年7月25日設置）

農業制度資金に関する相談窓口（県庁農業経済課，関係農林（水産）事務所，関係農協）

- ・被災農家の農業制度資金に関する相談（平成18年7月25日設置）

農業改良普及センターへの電話等による相談実績 （H18.8.31現在）

主な相談内容	件数	主な対応内容
・ 冠水した農作物等の復旧対策	69	・ 排水対策，薬剤散布，作物体洗浄等の指導
・ 倒壊したビニルハウス等農業関係施設や畦畔崩壊，土砂流入等耕地被害の復旧対策	15	・ 市町村担当課や県担当出先事務所等への情報提供
・ その他，復旧にかかる資金調達への対応等	3	・ J A，金融公庫等への情報提供
計	87	

農家訪問による相談実績

(H18.8.31現在)

主な相談内容	件数	対応した内容
・ 冠水した農作物等の復旧対策	281	・ 排水対策，薬剤散布，作物体洗浄の指導の他，代替の本ぼ株の利用や苗の購入に向けたＪＡとの協議
・ 倒壊したビニルハウス等農業関係施設や畦畔崩壊，土砂流入等耕地被害の復旧対策	56	・ 市町村担当課や県担当出先事務所等への情報提供
・ 経営再建に向けた資金の調達等（作付等経営計画含む）	20	・ 災害関係資金に関する情報提供やＪＡへの情報提供 ・ 収益確保に向けた作付計画の指導
・ その他，経営再建に向けた補助事業導入や経営再建に対する不安の相談等	7	
計	364	

### 第 3 節 農業共済の迅速・適切な損害評価の実施と共済金の早期支払の促進

農業共済組合に対し，農業共済の迅速かつ適切な損害評価の実施と共済金の早期支払を要請した。（平成18年7月24日付け）

農業共済加入作目の被害状況

共済作目	被害状況	被害発生地域（共済組合単位）
水 稻	3,000 ha	北薩，かごしま中部
大 豆	15 ha	北薩，かごしま中部
肉用牛等	73 頭	北薩，かごしま中部
園芸施設	4 棟	北薩

### 第 4 節 資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件緩和

農業協同組合や農林漁業金融公庫などに対し，災害対策に関する低利の農業近代化資金や農業経営維持安定資金などの円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等の融資条件の緩和を要請した。（平成18年7月24日付け）

## 第7章 文教関係

### 第1節 児童，生徒の教科書の確保

児童生徒の教科書の被害について実態を調査し，被災状況を把握すると共に，授業に影響を及ぼさないよう努めた。

#### 1 公立小・中学校

教科書の給与状況及び被災児童・生徒は次表のとおりである。

なお，これらの教科書の給与については，9月中にほぼ完了した。

(H18.12.1 最終)

区 分		児 童 ・ 生 徒 数						給 与 冊 数		
		小		中		計		小 (冊)	中 (冊)	高 (冊)
		学校数 (校)	児童数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学校数 (校)	児童生徒数 (人)			
災害救助法適用市町村	出水市	4	14	1	4	5	18	79	52	43
	大口市	1	6	1	5	2	11	51	50	7
	薩摩川内市	3	4	1	2	4	6	23	27	26
	さつま町	4	38	5	17	9	55	302	226	166
	菱刈町	1	1	1	1	2	2	4	15	0
	湧水町	1	7	2	6	3	13	33	63	49
合 計		14	70	11	35	25	105	492	433	291

#### 2 公立高等学校

公立高等学校に在籍する生徒で被害に遭い，教科書の補給を受けたものは，次表のとおりである。

なお，これらの教科書の給与については，9月中にほぼ完了した。

(H18.12.1最終)

学 校 名	生徒数	冊 数	学 校 名	生徒数	冊 数
開 陽	5	46	薩 摩 中 央	4	46
鹿 児 島 東	1	1	宮 之 城 農 業	1	24
川 内	1	19	出 水	2	5
川 内 商 工	2	10	大 口	2	7
樋 脇	1	14	栗 野 工 業	1	1
入 来 商 業	3	28	出 水 商 業	1	11
宮 之 城	1	1	合 計 1 3 校	25	211

## 第 2 節 高等学校被災生徒に対する修学援助

私立高等学校に在学する生徒の授業料負担者が災害を受けて、生計に重大な支障が生じたことを理由に授業料の軽減を行った学校法人に対して、その経費の一部を補助した。補助については、8校に対して64万円余りであり、対象となった生徒数は、13名であった。

軽減措置の内訳は次表のとおりである。

区 分 (地区)	学校数	生 徒 数		
		県立高校授業料 相当額の軽減	県立高校授業料 の半額軽減	合 計
鹿児島市	4	2	3	5
日 置	1	0	2	2
川 薩	1	0	2	2
出 水	1	0	2	2
始 良	1	0	2	2
計	8	2	11	13